

大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大分市長 釘 宮 磐

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー設備の導入を促進することにより、地球規模の環境問題である地球温暖化の解決に寄与するため交付する大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネファーム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット及びその他の附属品で構成される設備をいう。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電氣的エネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成される設備をいう。
- (3) 住宅 本市の区域内に存する賃貸の用に供する共同住宅以外の建物で、居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上のものをいう。
- (4) 系統連系 エネファーム又は定置用リチウムイオン蓄電池を電力会社の電力系統へ連系させることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者と

する。

- (1) 現に居住し、又は居住する予定の住宅（以下「対象住宅」という。）にエネファーム又は定置用リチウムイオン蓄電池（以下「補助対象設備」という。）を設置する者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの
ア 対象住宅の所有権、賃借権その他の権原を有すること。
イ アの要件に該当する者の配偶者又は2親等内の親族であること。

- (2) 補助対象設備を設置した住宅（新築のものに限る。）を購入する者又はその配偶者若しくはその2親等内の親族

2 前項に掲げる者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 過去にこの要綱の規定に基づく補助金（同一種類の補助対象設備の設置に係る補助金の交付に限る。）その他本市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、設置する補助対象設備の系統連系が開始されており、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) エネファームにあつては、設置する設備が未使用品であつて補助対象者がその所有権を有するものであり、かつ、設備の系統連系を開始した日の属する年度又はその前年度において国が実施した住宅用のエネファームの

導入支援に係る補助事業者が補助対象機器として指定したものであること。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池にあつては、設置する設備が未使用品であつて補助対象者がその所有権を有するものであり、かつ、設備の系統連系を開始した日の属する年度又はその前年度において国が実施した住宅用の定置用リチウムイオン蓄電池の導入支援に係る補助事業者が補助対象機器として指定したものであること。

(3) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約又は補助対象設備を設置した住宅（新築のものに限る。）若しくは補助対象設備の売買契約の締結日（変更契約により補助対象設備を設置する場合は、当該変更契約の締結日）が事業を実施した日（補助対象設備の系統連系を開始した日をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度の10月1日以後であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入及び設置に係る経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、補助対象経費1件当たり5万円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象設備の設置に関し、国、県その他の機関から同様の趣旨の助成金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該助成金等の額の総額を減じて得た額と同項に規定する額のいずれか少ない方の額を補助金の額とする。

4 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施した日の属する年度の3月31日までに、大分市再エネ・省エネ

設備設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市税完納証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 対象住宅に補助対象設備を設置する場合 補助対象設備の購入に係る契約書及び当該補助対象設備の設置工事に係る請負契約書又はこれらに準ずる書類

イ 補助対象設備を設置した住宅（新築のものに限る。）を購入する場合 当該住宅の購入に係る契約書又はこれに準ずる書類

(3) 補助対象設備の概要を説明する書類

(4) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳書

(5) 補助対象設備の設置に係る経費の領収書の写し等

(6) 補助対象設備の設置後の住宅の写真

(7) 補助対象設備を設置した住宅の場所及びその付近の見取図

(8) 補助対象設備の系統連系が開始されていることを証する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

（事務の代行）

第7条 申請者は、補助金に係る申請書の提出等の事務の手続を第三者に代行させることができる。

（交付の決定等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を

審査し、適当であると認めるときは、大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（設置者の協力）

第10条 設置者は、市長から次に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- (1) 補助対象設備の使用状況等に関するアンケートの提出
- (2) その他市長が必要と認める事項

（財産処分の制限）

第11条 設置者は、補助対象設備の設置が完了した日から5年を経過する日までの間は、市長の承認を受けないで当該補助対象設備（当該補助対象設備を設置している住宅を含む。）を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、設置者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（交付決定の取消し及び補助金等の返還）

第12条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(大分市太陽光発電設備設置費補助金交付要綱の廃止)

- 2 大分市太陽光発電設備設置費補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前にした前項の規定による廃止前の大分市太陽光発電設備設置費補助金交付要綱の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成30年11月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同前日の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

大分市長

殿

申請者 住所

フリガナ

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名〕

生年月日

年

月

日

（男・女）

電話番号

大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

設備の設置場所	〒 大分市 上記と供給・連系地点は同一であることを誓約します。	
設備の種類	エネファーム ・ 定置用リチウムイオン蓄電池	
設備の設置区分	新築住宅 ・ 建売住宅 ・ 既築住宅	
設備の概要	別紙のとおり	
交付申請金額	円	
施行(契約)業者	業者名	
	連絡先	
	担当者名	
	担当者連絡先	

【暴力団関係者に関する誓約】

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金

交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金については、次のとおり交付することを決定し、及びその額を確定したので、大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交付確定額 円

大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付請求書

年 月 日

大分市長 殿

請求者 住所

氏名

㊞

[法人その他の団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名]

電話番号

大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付要綱第9条の規定により、大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金を次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

●振込先口座

金融機関名	銀行・信用組合・信用金庫・労働金庫・農協	支店
口座	普通預金	口座番号
フリガナ		
名義人 (補助金申請者に限る。)		